

山口市法定外公共物等災害復旧事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により被災した法定外公共物等を復旧するために、法定外公共物等災害復旧事業（以下「事業」という。）を行う地元関係者に対する交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 法定外公共物とは、山口市が所有する道路法（昭和27年法律第180号）が適用されない道路、河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用されない河川をいう。
- (2) 公有地以外の道路とは、日常生活道路として公共性のある道路をいう。
- (3) 災害とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年第97号）に規定されるものをいう。
- (4) 復旧工事とは、災害により壊れた箇所をもとの状態にする工事をいう。

(対象事業)

第3条 交付金の対象となる事業は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に市長が必要と認めるときは、事業の対象とすることができる。

(交付金の額)

第4条 交付金の額については、予算の範囲内で別表に定める交付割合の額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 交付金の限度額は道路については50万円、河川については40万円とする。
- 3 交付金の限度額及び交付割合は、災害の規模に応じて、特に市長が必要と認めるときは変更することができる。

(交付の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする地元関係者（以下「申請者」という。）は、山口市法定外公共物等災害復旧事業交付金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 同意書
- (3) 誓約書
- (4) 経費の明細書（見積書）
- (5) 位置図
- (6) 事業関係図面（公図の写し、計画図等）
- (7) 現状の写真
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合には、その内容を審査の上、交付金を交付することが適当と認めるときは、交付金交付の決定をし、山口市法定外公共物等災害復旧事業交付金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 申請者は、当該事業の変更(軽微な変更を除く。)又は中止をしようとする場合には、山口市法定外公共物等災害復旧事業交付金交付変更申請書(様式第4号)を提出し、その承認(様式第5号)を受けなければならない。

(報告の義務)

第8条 第6条又は第7条の規定により通知を受けた申請者は、交付金の対象となった事業が完了したときは、山口市法定外公共物等災害復旧事業完了報告書(様式第6号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者発行の請求書の写し
- (2) 工事中及び完了写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者は、事業にかかる支払が完了したのち、施工業者発行の領収書の写しを市長に提出するものとする。

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の山口市法定外公共物等災害復旧事業完了報告書を審査の上、適当であると認めるときは、交付金の額を確定し、山口市法定外公共物等災害復旧事業交付金確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(交付)

第10条 前条の規定により通知を受けた申請者は、請求書を市長に提出し、市長は交付金を交付するものとする。

(取消又は返還)

第11条 市長は、この要綱による交付金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した交付金の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- (2) 交付金の対象となった事業の目的外に使用したとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

この要綱は、平成22年6月1日に遡って適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

1 復旧工事（道路）

	受益戸数	対 象 道 路	交付割合
公有地	2戸以上	① 公有地以外の道路	10割
		② 幅員の半分以上が公有地の道路	8割
		③ 幅員の半分未満が公有地の道路	7割
私有地		④ 公有地以外の道路	6割

備考

- 1 受益戸数とは、整備する路線に隣接し直接出入が可能な家屋数をいう。
- 2 対象道路は、居住用として利用されている道路とする。
- 3 交付対象経費には、交通安全施設及び用地費等は含まないものとする。
- 4 個人及び開発行為等に伴う工事については、適用しないものとする。

2 復旧工事（河川）

	対 象 水 路	交付割合
公有地	① 他の事業の対象にならないもの	7割

備考

- 1 交付対象経費には、交通安全施設及び用地費等は含まないものとする。
- 2 個人及び開発行為等に伴う工事については、適用しないものとする。

様式第 1 号

年 月 日

山口市長 様

(申請者)
住 所

代表者氏名 印

山口市法定外公共物等災害復旧事業交付金交付申請書

山口市法定外公共物等災害復旧事業交付金交付要綱第 5 条の規定に基づき、交付金の交付を申請します。

様式第2号

事業計画書

所 在	
延 長 面 積	
工 事 概 要	
工事期間	
備 考	

(添付書類) 施工場所の位置図、事業関係図面ならびに経費の見積書を添付すること。

(注) 事業の変更があった場合は、この様式に準じ変更事業計画書を提出すること。

誓約書

年 月 日

山口市長 様

代表者 住所 _____

氏名 _____ 印

法定外公共物等に対する工事の施工について許可の上は、下記事項並びに付帯事項等指示事項について遵守することを誓約します。

記

- 1 工事の施工については申請のとおり実施し、従来の機能に支障が生じないようにする。
- 2 工事又は工事に起因して、法定外公共物の構造物又は第三者に損害を与えた場合は、申請者の負担において、原状回復又は損害の賠償を行う。
- 3 工事の施工により設置した施設については、申請者の負担において維持管理を行う。
- 4 都市計画、道路整備等により、法定外公共物の改良をされる場合において、申請者が設置した施設に対する損失の補償については請求をしない。

付 帯 事 項

様式第3号

山口市法定外公共物等災害復旧事業交付金決定通知書

指令 第 号
年 月 日

様

山口市長

年 月 日付けであった山口市法定外公共物等災害復旧事業交付金
交付申請については、下記の金額を交付することに決定したので山口市法定外公共物
等災害復旧事業交付金交付要綱第6条により通知します。

交付対象経費の額	円
交付内示額	円

(注) 事業計画の変更に伴い、事業完了報告書の提出時において、交付対象経費の額
が増額変更したときでも、この通知書による交付内示額の増額は認められない。
ただし、減額変更したときは、変更後の経費の額に基づいて交付金額を算出し、
交付金額を減額するものとする。

様式第 4 号

年 月 日

山口市長 様

(申請者)
住 所

代表者氏名

印

山口市法定外公共物等災害復旧事業交付金交付変更申請書

山口市法定外公共物等災害復旧事業交付金交付要綱第 7 条の規定に基づき、事業の変更を申請します。

様式第 5 号

山口市法定外公共物等災害復旧事業交付金変更決定通知書

指令 第 号
年 月 日

様

山口市長

年 月 日付けであった山口市法定外公共物等災害復旧事業交付金
交付変更申請については、下記の金額を交付することに決定したので山口市法定外公
共物等災害復旧事業交付金交付要綱第 7 条により通知します。

交付対象経費の額	円
交付内示額	円

(注) 事業計画の変更に伴い、事業完了報告書の提出時において、交付対象経費の額
が増額変更したときでも、この通知書による交付内示額の増額は認められない。
ただし、減額変更したときは、変更後の経費の額に基づいて交付金額を算出し、
交付金額を減額するものとする。

様式第6号

年 月 日

山 口 市 長 様

(報告者)
住 所

代表者氏名 印

山口市法定外公共物等災害復旧事業完了報告書

年 月 日指令道管第 号で決定通知を受けた山口市法定外公共物等災害復旧事業が完了したので、山口市法定外公共物等災害復旧事業交付金交付要綱第8条の規定により報告します。

所 在	
内 容	
完了年月日	年 月 日
交付対象経費の額	
交付内示額	
備 考	

(注) 工事中・完了写真ならびに施工業者発行の請求書の写しを添付すること。

年 月 日

確認者 職 氏名

印

様

山口市法定外公共物等災害復旧事業交付金確定通知書

年 月 日付で完了報告のあった山口市法定外公共物等災害復旧事業については、山口市法定外公共物等災害復旧事業交付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付金の額を確定したので通知します。

年 月 日

山口市長

1 交付対象経費の額 円

2 交付確定額 円

3 条 件

この交付金は、申請目的以外に使用してはならない。

上記に違反した場合その他の不正行為があったときは、交付金の全部又は一部を返還させるものとする。

(注) 請求書を速やかに提出すること。